

平塚市学校給食異物混入対応マニュアル (給食従事者編)

異物を発見したら、つぎのことを学校長に報告！！

- 1 異物発見したら、できるだけ発見した状態のままを報告
- 2 異物による児童の健康被害の有無を確認して報告
- 3 他の児童の健康被害の有無を報告

混入防止策は・・・各点検を行うこと

- 1 食材の納入、保管過程における点検
- 2 給食調理室における異物混入防止の点検
- 3 教室内における異物混入防止の点検

令和2年4月

も く じ

	ページ
1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 異物の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 異物の種別・形態別基準・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4 異物発見時の対応ポイント・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5 異物混入を発見した場合・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 調理場で発見（食品検収、調理作業前）・・・・・・	3
(2) 調理場で発見（原因が納入業者）・・・・・・・・・・	4
(3) 調理場で発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
（原因が調理従事者または機器、設備等）	
(4) 配膳室または教室内で発見・・・・・・・・・・・・	6
（給食室(調理場)からクラス（配膳）の喫食前まで）	
(5) 教室で食べている時に発見・・・・・・・・・・・・	9
参考資料①～⑤	
①学校現場で発見！ の 一 例	10
②「平塚市学校給食衛生マニュアル」より P21「不慮の事故等の発生に伴う対応編」	11 12
③神奈川県教育委員会「異物混入事故の対応・報告の流れ（市町村）」異 物混入事故報告書	14 15
④学校長発信 保護者宛文書（単独用・共同用） 共同調理場長発信 受配校 学校長宛文書	

1 はじめに

本市では、学校給食への異物混入問題について、学校給食法学校給食衛生管理基準を踏まえた衛生管理や安全確保の体制を強化しています。万が一、学校給食への異物混入があった場合の基本的な対応について「平塚市学校給食異物混入対応マニュアル」を策定し、『平塚市学校給食衛生マニュアル』の別冊とします。

2 異物の定義

厚生労働省監修の食品衛生検査指針第9章において、「異物は、生産、貯蔵、流通の過程で不都合な環境や取扱い方に伴って、食品中に侵入または混入したあらゆる有形外来物をいう。但し、高倍率の顕微鏡を用いなければ、その存在が確認できない程度の微細なものは対象としない。」と定義されています。以下のように異物は3つに分類されています。

- (1) 動物性異物：虫、虫片、体毛、羽毛、哺乳動物や鳥類の排泄物、卵など。
 - (2) 植物性異物：植物片、木片、紙片、カビなど。
 - (3) 鉱物性異物：鉱物・岩石片、貝殻片、ガラス片、金属片、合成ゴム、合成繊維など。
- なお、必ずしも上記の定義にあてはまらない「異物」とされるものもあります。

食品への異物の混入は、法律により規制されています。

食品衛生法第6条4号において、「不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがある食品又は添加物は、これを販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む、以下同じ。）、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。」と規定されています。

3 異物の種別・形態別基準

(1) 非危険物（レベル1）

毛髪、繊維片、食品包装材の切れ端（ビニール等）、食物の皮や殻等食材に付着していた衛生害虫以外の虫等、不快であり、衛生的ではないものの加熱調理の有無なども考慮し、健康被害の生じる恐れがないと思われるもの。

ただし、発見時の種別や数量等によってはレベル2やレベル3に移行するものもある。

(2) 危険な異物と疑われる物（レベル2）

非危険物とも危険物とも判断がつかず、健康被害が生じると懸念されるもの。

(3) 危険な異物（レベル3）

金属類、ガラス片、鋭利なプラスチック片等、児童に健康被害が生じる恐れがあるもの。

4 異物発見時の対応ポイント

区分	非危険物 レベル1	危険な異物と疑われる物 レベル2		危険な異物 レベル3		
危険度	不快であり衛生的ではないが健康被害の生じる恐れがないと思われる物	喫食することで健康被害が生じると懸念される物		児童に健康被害が生じる恐れがある物		
異物の種類例	<ul style="list-style-type: none"> ・毛髪 ・繊維片 ・食品包装材の切れ端（ビニール等） ・食物の皮や殻、軟質性で鋭利でない骨や茎、種等 ・食材に付着の虫等 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック、ゴム類 ・衛生害虫（ゴキブリ、ハエ等） ・異常な変色や異臭 ・レベル1が複数発見された場合 		<ul style="list-style-type: none"> ・金属類（針金含む） ・ガラス片 ・鋭利な骨、枝、竹串 ・鋭利なプラスチック片等 ・洗剤、塩素系等化合物 ・レベル1，2が大量に混入していた場合 		
危険度判断者	学校長及び市教育委員会	学校長及び市教育委員会		学校長及び市教育委員会		
健康被害の有無	無	無	有	無	有	
給食への対応	異物の状況によって判断	異物の状況によって判断	当該学校即時停止	異物の状況によって判断	当該学校即時停止	
保護者への対応	原則通知は行わない (共同調理場は、受配校長宛文書作成)	状況により当該学校の保護者に通知を行う (共同調理場は、受配校長宛文書作成)		原則当該学校の保護者に通知を行う (共同調理場は、受配校長宛文書作成)		
情報提供機関	市教委(学校給食課)	○(必要)	○	○	○	○
	県教委	×(不要)	×	○	△(協議)	○
	保健所	×	×	○	△	○
	報道	×	×	○	△	○

【共同調理場受配校の場合の注意】

当該学校と同じコースの学校には、状況に応じて共同調理場から指示する。

5 異物混入を発見した場合

(1) 調理場で発見（食品検収、調理作業前）

- ア 納入業者に混入物を示し、速やかに安全なもの*1を再度納品させる。
*1 安全なもの（異物の混入がない。異物及び混入経路によっては同ロットでないもの）
同等品が納入できないときは、当該調理場長に報告し対応を協議する。
- イ 検収担当者（栄養士）は、その場で納入業者に対して再度発生しないよう厳重注意する。
（日報に記録し、場合によっては市学校給食会の業者選定委員会で報告する。）
- ウ 栄養士は、納入業者に対して、当該調理場長宛の文書で異物の種別、混入原因、改善策等を速やかに提出するよう指示する。
- エ 栄養士は、市教育委員会学校給食課へ報告する。
- オ 市教育委員会栄養士は、他調理場へファックス等で注意喚起を行う。

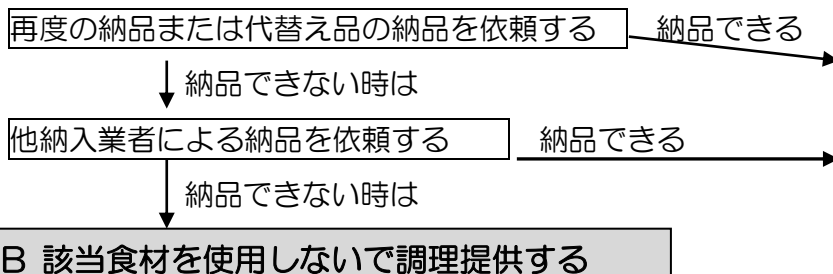
(2) 調理場で発見（原因が納入業者）

発見者⇒栄養士⇒**当該調理場長へ報告**

当該調理場長とは
単独校調理場は学校長
共同調理場は学校給食
課長です。

- ア 発見者は、異物混入している食品を保存し、直ちに栄養士へ報告する。
- イ 栄養士は、当該調理場長に報告し、対応を協議する。
- ウ 栄養士は、納入業者に対して再度発生しないよう指導する。
- エ 栄養士は、納入業者に対して、当該調理場長宛の文書で異物の種別、混入原因、改善策等を速やかに提出するよう指示する。
- オ 栄養士は、日報へ記録し事故報告書及び納入業者からの報告書（写）を学校給食課長へ提出する。

異物の状況によっては



この場合の注意点

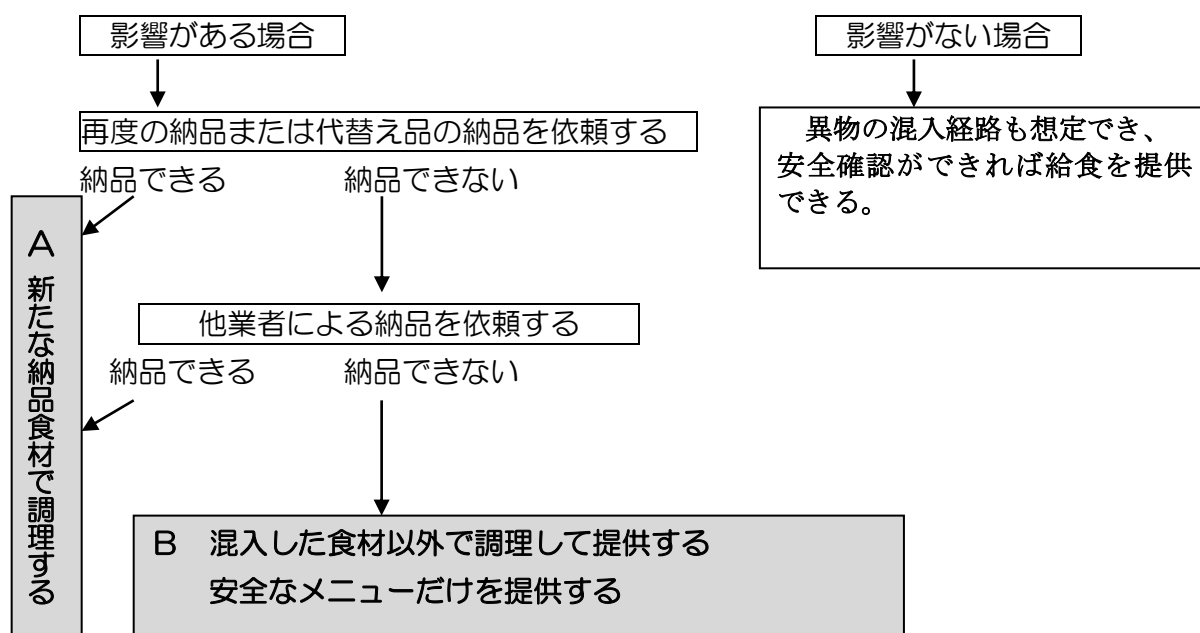
- ・献立変更を児童保護者への周知
（共同調理場は、調理場から受配校長宛、保護者宛を発行）
- ・アレルギー対応
- ・提供できなかった栄養価と食材費の還元方法

(3) 調理場で発見（原因が調理従事者、機器・設備等）

発見者⇒栄養士⇒該当調理場長

- ア 発見者は、異物混入している給食および異物を保存し、直ちに栄養士へ報告する。
- イ 栄養士は、該当調理場長に報告すると共に、異物の種別及び混入経路を特定し、他の給食に影響がないか確認する。
- ウ 栄養士は、調理場職員（または業務委託会社責任者）に対して再度発生しないよう嚴重注意指導を行う。
- エ 栄養士は、学校給食課と共同して調査に当たり、調査結果を速やかに、該当調理場長に報告する。
 なお、一応の再発防止ができるまでは、給食の提供を一部中止とする。
- オ 栄養士は、日報へ記録し、事故報告書を学校給食課長へ提出する。
- カ 本ケースで発生した食材料費は、各調理場の消耗品費等（または業務委託会社）で負担する。
- キ 学校給食課長は、場合により改善防止策を協議検討するため栄養士・調理員を招集する。

異物が、他の食品、給食(または健康)に影響がある場合、ない場合



この場合の注意点

- ・献立変更を児童保護者への周知
 （共同調理場は調理場から受配校長宛、保護者宛を発行）
- ・アレルギー対応
- ・提供できなかった栄養価と食材費の還元方法

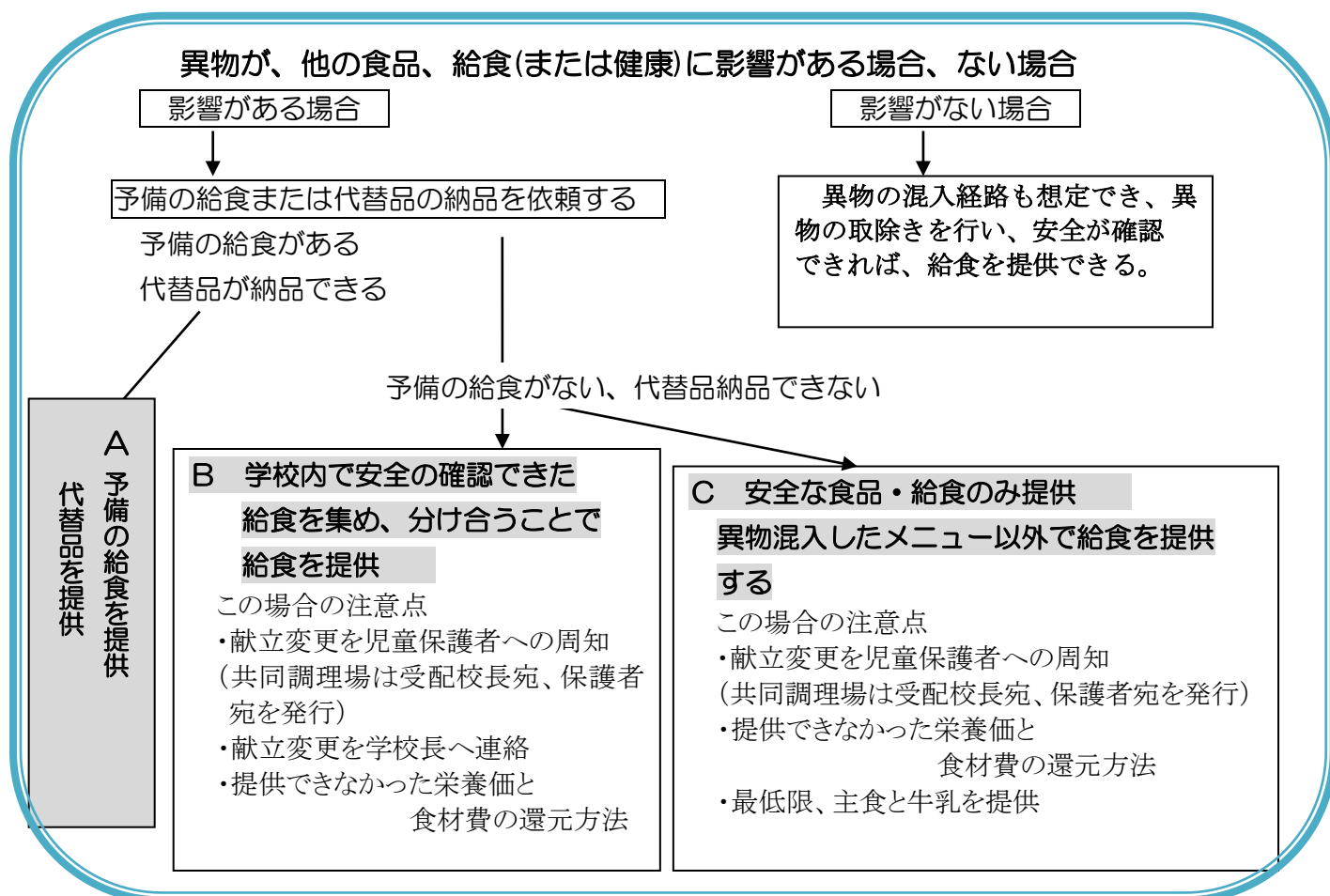
(4) 配膳室または教室内で発見（給食室(調理場)からクラス(配膳)の喫食前まで)

単独校調理場：発見者⇒学校長⇒栄養士⇒学校給食課長

共同調理場：配膳室：配膳員⇒業務委託会社責任者⇒栄養士⇒学校長

教室：児童・担任⇒学校長⇒栄養士⇒場長(学校給食課長)
業務委託会社責任者

- ア 発見者は、異物混入している給食及び異物を保存し、一旦給食作業を中断し、学校長に報告し今後の指示を仰ぐ。
- イ 学校長は、栄養士に連絡し、速やかに代替等の対応できるか確認し今後の指示をする。
- ウ 栄養士は、ただちに給食の提供への対応を下記フローに沿って対応する。
なお、時間がかかる場合はその旨を報告する。
- エ 栄養士は、同時に異物の種別及び混入経路等の調査を学校給食課と共同して当たり、結果を速やかに、当該調理場長に報告する。
なお、場合によっては再発防止の改善策ができるまで、給食提供を一部中止とする。
- オ 栄養士は、日報へ記録し、事故報告書を学校給食課長へ提出する。
- カ 発生した原因によっては、食材料費の負担は各調理場（または業務委託会社）とする。
- キ 学校給食課長は、場合により改善防止策を協議検討するため栄養士・調理員を招集する。



<p>危険な異物と疑われる物 (レベル2の場合)</p> <p>喫食することで健康被害が生じると懸念される物</p>	<p>【異物の種類例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック、ゴム類・衛生害虫（ゴキブリ、ハエ等） ・異常な変色や異臭 ・レベル1が複数発見された場合
<p>危険な異物 (レベル3場合)</p> <p>児童に健康被害が生じる恐れがある物</p>	<p>【異物の種類例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属類（針金含む）・ガラス片・鋭利な骨、枝、竹串 ・鋭利なプラスチック片等・洗剤、塩素系等化合物 ・レベル1，2が大量に混入していた場合

※児童の口に入れる前の場合はレベル1の対応を行う。

単独校調理場　：発見者⇒学校長⇒栄養士⇒学校給食課長
 共同調理場　　：発見者⇒学校長⇒栄養士⇒

}	場長（学校給食課長） 業務委託会社責任者
---	-------------------------

- ア 学級担任は、慎重に児童の健康観察を行い、他の児童全体についても健康被害の有無など異常発生がないか確認を行う。
 （給食を既に喫食し、体調の異常を訴える児童が複数発見された場合は、平塚市学校給食衛生マニュアルP24「学校給食が原因の食中毒（疑いも含め）が発生した場合」の項の対応を並行して実施する。なお、この場合は、給食は一旦中止し、指示を仰ぐ）
- イ 学級担任は、異物混入している給食および異物を現状保存し、速やかに学校長へ報告し今後の指示を仰ぐ。
- ウ 学校長は栄養士に連絡し、速やかに代替等の対応できるか確認し今後の指示をする。
- エ 栄養士は、安全性と他の給食に影響がないか確認し、速やかに喫食の可否を学校長に報告する。学校長は、報告をもとに給食の中断の解除（または継続）をクラスに指示する。
- オ 栄養士は、学校給食課と共同して異物の種別及び混入経路の調査し、その結果を速やかに学校長に報告する。
 なお、再発防止の改善策ができるまで、給食提供を一部中止とする。
- カ 安全確認できた代替えのものがあれば提供する。代替品がない場合は、速やかに最低限の提供する代替の主食および牛乳の手配を行う。
- キ 栄養士は、日報へ記録し、事故報告書を学校給食課長へ提出する。
- ク 発生した原因によっては、食材料費の負担は各調理場（または業務委託会社）とする。
- ケ 学校給食課長は、場合により改善防止策を協議検討するため栄養士・調理員を招集する。

異物が、給食(または健康)に影響がある場合、ない場合

影響がある場合

異物混入がされていない(別メニュー等)
給食を準備する。
または、代替品の手配を行う

安全確認できた給食がある
代替品が手配できた

A 安全確認できた給食を全部提供
同程度の給食代替品を提供

B 学校内で安全の確認できた給食を
集め、分け合うことで給食を提供
(安全な食品・給食のみ提供)

この場合の注意点
・献立変更を児童保護者への周知
(共同調理場は調理場から受配校長宛、保護者宛を発行)
・提供できなかった栄養価と食材費の還元方法

安全確認できた給食がない
代替品が手配できない

影響がない場合

異物の混入経路も想定でき、異物の取除きを行い、安全確認ができれば、給食を提供できる。

D 給食の提供を中止
(非常食の使用検討)

この場合の注意点
・保護者へ提供中止の通知
(受配校の場合は場長発信
校長宛通知を含む)
・給食費の還元方法

C 異物混入していたメニュー
以外を提供する

この場合の注意点
・最低限、主食と牛乳は提供する
・献立変更を児童保護者への周知
(共同調理場は調理場から受配校長宛、保護者宛を発行)
・提供できなかった栄養価と食材費の還元方法
・アレルギー対応

たとえば、学校現場で発見したら？ 対応の一例として参考にしてください

参考資料①

学校現場で発見！ の一例

異物例	教室では	職員室では	市教育委員会(学校給食課)
レベル1 ・毛髪 ・繊維片 ・食品包装材料 ・食物の皮殻 ・軟質性の骨や茎、種等 ・食物付着の虫	<p>担任は一時中断、学校長に報告、指示を仰ぐ</p> <p>影響ない ↓ 給食提供</p> <p>影響がありそう ↓ 代替等で給食が提供できるか確認</p> <p>担任は、発見した児童の様子を給食終了または必要に応じて続けて、健康観察をする</p>	<p>校長は異物混入の報告を受け → 栄養士へ連絡 (共同場長)</p> <p>↓</p> <p>①該当クラス以外に同様の報告がないか ②給食提供への校内調整 ③並行して異物を保存</p> <p>栄養士は、 ①異物の安全性確認、他給食への影響等を確認報告 ②異物種別と混入経路を調査する</p> <p>異物混入マニュアルに沿って対応する</p>	<p>栄養士 → 学校給食課へ報告</p> <p>↓</p> <p>学校給食課は、栄養士の異物の種別と混入経路を調査へ協力する。</p>
レベル2 ・プラスチック ・ゴム類 ・衛生害虫 ・ソ族の糞等	<p>担任は一時中断、学校長に報告、指示を仰ぐ</p> <p>影響がなさそう ↓ 一時中断して学校長に報告し代替等で給食が提供できるか確認</p> <p>影響がある ↓ 一時中断させる学校長に報告し、調理場(給食室)と調整し給食が提供できるか確認</p> <p>担任は、発見した児童の様子を慎重に健康観察するとともに、他の児童全体についても確認を行う。</p>	<p>校長は異物混入の報告を受け → 栄養士へ連絡 (共同場長)</p> <p>↓</p> <p>①該当クラス以外に同様の報告がないか ②給食提供への校内調整 ③並行して異物を保存 ④担任だけでなく、児童の健康観察を行う</p> <p>栄養士は、 ①異物の安全性確認、他給食への影響等を確認報告 ②異物種別と混入経路を調査する</p> <p>異物混入対応マニュアルに沿って対応する</p>	<p>栄養士 → 学校給食課へ報告</p> <p>↓</p> <p>学校給食課は、栄養士の異物の種別と混入経路を調査へ協力する。</p>
レベル3 ・金属類 ・ガラス片 ・鋭利な骨・枝・プラスチック片 ・洗剤等	<p>担任は一時中断、学校長に報告、指示を仰ぐ</p> <p>影響がなさそう ↓ 一時中断して学校長に報告し代替等で給食が提供できるか確認</p> <p>影響がある ↓ 一時中断させる学校長に報告し、調理場(給食室)と調整し給食が提供できるか確認</p> <p>担任は、発見した児童の様子を慎重に健康観察するとともに、他の児童全体についても確認を行う。</p>	<p>校長は異物混入の報告を受け → 栄養士へ連絡 (共同場長)</p> <p>↓</p> <p>①該当クラス以外に同様の報告がないか ②給食提供への校内調整 ③並行して異物を保存 ④担任だけでなく、児童の健康観察を行う</p> <p>栄養士は、 ①異物の安全性確認、他給食への影響等を確認報告 ②異物種別と混入経路を調査する</p> <p>異物混入対応マニュアルに沿って対応する</p>	<p>栄養士 → 学校給食課へ報告</p> <p>↓</p> <p>学校給食課は、栄養士の異物の種別と混入経路を調査へ協力する。</p>

【不慮の事故等の発生に伴う対応編】

1 トラブルで、給食が出せない！

基本的な考え方

(1) 異物混入、食材不良、数の不足等が発生した場合

①給食室（厨房内）	＊食材に異物混入・不良品・数不足等の場合 ⇒納入業者へ交換・返品・補充へ ⇒再納品、同等品が出来ない時は変更へ ＊調理作業中に異物混入・不良品・数不足等の場合 ⇒食材料や献立の変更 ＊検食、配食時に異物混入・不良品・数不足等の場合 ⇒食品・献立の変更または一部中止
②配膳室または配送中	＊配膳室内で異物・器具の破損・異臭・異味の発見、ダムウェーター故障 ⇒給食の一部または全部を中止 ＊配送中で異物・器具の破損・異臭・異味の発見 ⇒給食の一部または全部を中止 ◆いずれについても、遅くなくても、パン、牛乳だけでも提供できるような対応をすること
③教室（給食時間）	＊異物・器具の破損・異臭・異味の発見 ⇒給食の一部または全部を中止 ◆遅くなくても、パン、牛乳だけでも提供できるような対応をすること

上記の①②③が起きた場合は、必要に応じて次の対応を行う。



①②③が起きた場合の対応について

(1) 再納品、同等品が入らない場合

変更内容等正確な情報を速やかに栄養士等は、学校長・共同調理場長(受配校)に連絡する。そのため連絡責任者、連絡ルートは予め各施設で決めておく。

(2) 異物混入、食材不良、異味、異臭等を原因として給食を中止する場合

中止する前に、児童等が少しでも食べてしまった場合は、飲食した児童等の経過観察を行うとともに、必要に応じて学校医に相談する。

また、この場合も(1)と同様に、関係者に必要な情報を連絡する。なお、飲食した人の経過状況によっては、P23(項目番号2)に準じた対応を行う。

(3) 異物・異臭・異味等の内容によっては、全部廃棄せず保存しておき、教育委員会等の指示に従う。

(4) 保護者への通知

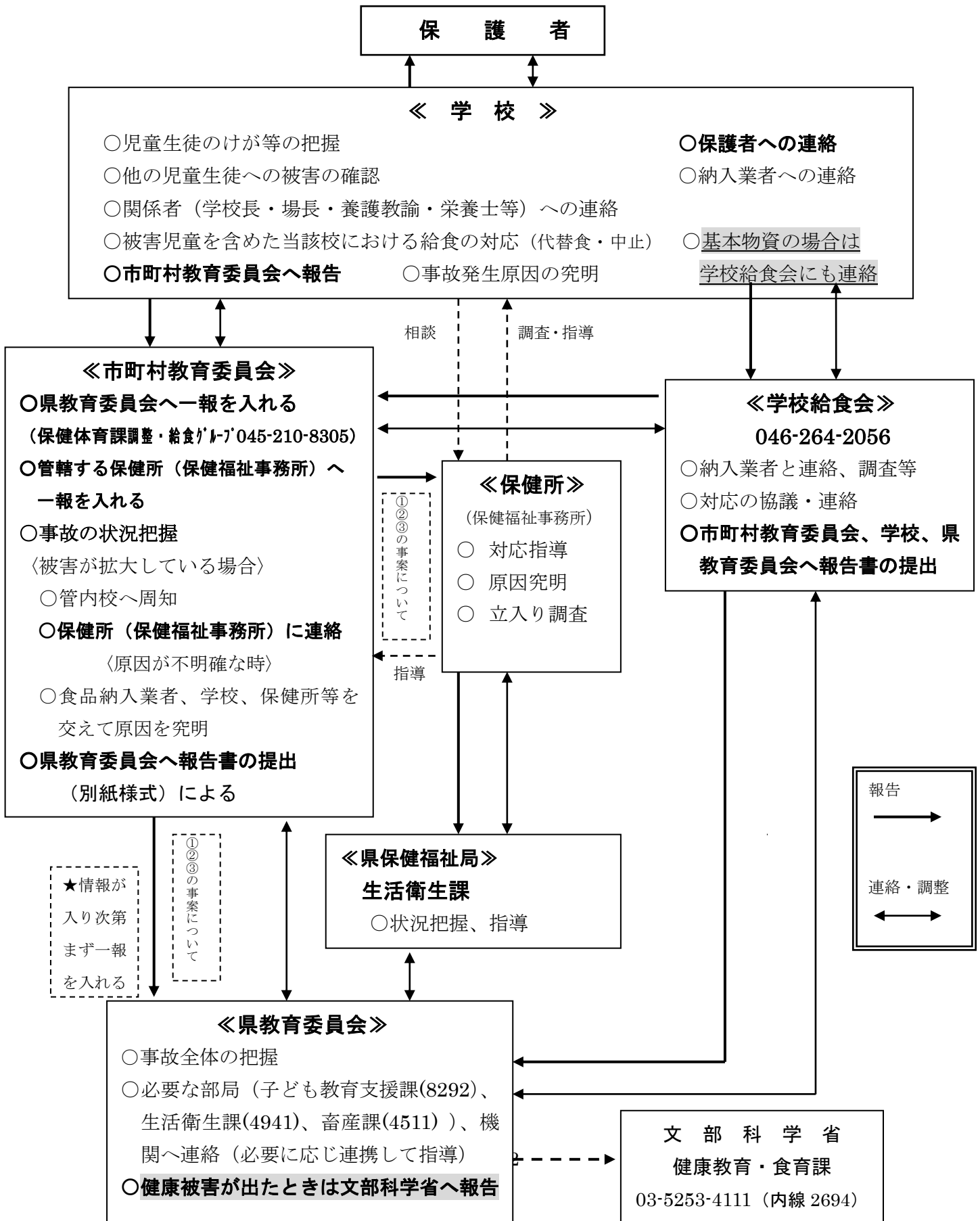
給食を中止(一部中止)した場合、その他校長が通知すべきと判断した時は学校長より通知する。

(5) 食材納入業者、配送運転手等による原因の場合は、当該原因者から速やかに報告書(再発防止対策内容を含む)を提出してもらう。

異物混入事故の対応・報告の流れ（市町村）

平成 30 年 2 月

①健康被害が生じた場合 ②喫食することにより健康被害が生じる恐れがある場合 ③記者発表する場合



異物混入事故報告書

令和 年 月 日に発生しました異物混入事故について、以下の通り報告します。
(県立学校は、下線部の記入は不要です。)

令和 年 月 日

教育委員会名 (_____)

学 校 名 (_____)

1 事故発生日時 令和 年 月 日 時頃

2 異物混入があった献立 (_____)

3 混 入 物 (_____)

4 混入物発見時の状況 (_____)

5 被害の有無 (有 ・ 無)

有の時：被害の状況 (_____)

6 異物混入があった献立に使用した食材の保管状況

①食材の検収の有無 (有 ・ 無)

②食材の保管場所 (_____)

③出来上がった献立の保管場所 (_____)

④出来上がった献立保管場所の管理状況
(_____)

⑤混入の経路 (判明した経路あるいは考え得る経路)

(_____)

7 学校・教育委員会の対応状況

① 学校の対応 ()

② 保護者への対応 ()

*配布プリントがありましたら、添付してください。

③ 教育委員会の対応 (_____)

④ 記者発表の有無 (有 _____ ・ 無 _____)

*有の場合、記事を添付してください (既に提出済みの場合は不要です)。

8 今後の対応 (再発防止に向けて)

令和**年(20**年)**月**日

****小学校保護者 様

平塚市市立***小学校 校長 ** **
 東部学校給食共同調理場 場長 熊川 泰成

給食における異物混入について（お詫び）

日頃から学校給食にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

月日提供の給食に、ビニール片が混入しておりました。

ビニール片が混入していた給食を食べられた児童の方や保護者の方には、たいへんご心配やご迷惑をおかけしました。誠に申し訳ございませんでした。

他の児童からは、同様の物の混入及び食したという報告は特になかったと、学校より連絡がありましたが、保護者の皆様にも併せてお詫び申し上げます。

今後このようなことがないように、混入原因を追及するとともに、調理場内での厳重な注意と指導を実施し、再発防止に努めてまいります。

発生日 : 令和**年**月**日(*)

発生場所 : ****小学校*年*組

給食献立 : ねじりパン、牛乳、クリーム煮、茹で野菜サラダ

発生状況 : クリーム煮を口に入れた時に異物を感じ、口から出したところ、ビニール片が混入していました。

混入原因 : 使用食材の鶏もも肉の納品の際、包装されていたビニール片と判明しました。

改善策 : 使用食材の検収及び使用前点検を複数によるチェック体制とし、再発防止に努め安全で安心できる給食の提供を行ってまいります。

以 上

事務担当は平塚市教育委員会学校給食課
 平塚市立東部学校給食共同調理場
 電話 0463-35-8119 FAX 0463-36-7555

共同調理場長発信 受配校 学校長宛文書

令和**年(20**年)**月**日

平塚市立**小学校長

平塚市立東部学校給食共同調理場
場長 熊川 泰成

給食への異物混入について (お詫び)

日頃から、学校給食に御理解、御協力いただきありがとうございます。
本日配送いたしました給食の中に異物の混入が発見されました。
大変ご迷惑をおかけしましたことを職員一同深くお詫び申し上げます。
今後、このようなことがないように、再度安全の確認を周知徹底いたしますので、
御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 1.調査確認結果 *年*組の茹で野菜サラダの中に小虫が混入していました。
- 2.再発防止策 ①野菜に付着している虫が混入しない様に、下処理での洗浄の徹底とカット、
仕分けの作業等の中で複数人によるチェック体制を強化いたします。
②配食時に、配食物・食缶の中を十分確認いたします。

以 上

事務担当は平塚市教育委員会学校給食課
平塚市立東部学校給食共同調理場
電話 0463-22-2090 FAX 0463-24-0546

《異物の保管》

- ★発見した状態を写真に撮る
- ★異物を取り出し、物差しの横に異物を置いて写真を撮る
- ★異物が変形しないように保管